

鳥取県告示第245号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、及び縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 地 区 名 逢坂港臨港地区
 - 2 位 置 西伯郡大山町塩津地区及び岡地区
 - 3 区 域 別図のとおり
 - 4 縦 覧 場 所 鳥取県県土整備部空港港湾課
- （「別図」は、省略し、縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）